

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
規則
告示
支庁公告
公衆型プロポーザルの実施

○北海道財務規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 一六九

○大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出 (地域産業課) 一七〇

○大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出 (地域産業課) 一七一

○肥料の登録の失効 (道産食品安全室) 一七二

○土地改良法に基づく道営換地処分 (農地調整課) 一七二

○土地改良法の役員就任及び退任の届出 (農地調整課) 一七二

○土地改良法の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一七三

○土地改良区連合の解散による役員の退任の届出 (土地改良指導課) 一七三

○土地改良区連合の解散による清算人の退任の届出 (土地改良指導課) 一七三

○道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一七三

○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件) (治山課) 一七四

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一七四

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一七五

○道路の供用の開始 (道路整備課) 一七五

○道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 一七五

○道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一七六

○公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一七六

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一七七

○公衆型プロポーザルの実施 (保健福祉部総務課) 一七八

○平成十四年度(第三十一回)採石業務管理者試験の合格者 (資源エネルギー課) 一七九

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件) (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

○公衆型プロポーザルの実施 (資源エネルギー課) 一八〇

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告

公布された規則のあらまし

北海道財務規則の一部を改正する規則(規則第九十五号)

一 趣旨

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的な活用に資するよう所要の改正を行うとともに、物品の購入等の事務の依頼について改正することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 契約担当者等が最低価格の入札者の入札価格により契約の適正な履行が確保されるかどうかを調査する場合の基準は、知事が定めることとした(第百五十五条第一項関係)。

2 最低制限価格の設定基準は、知事が定めることとした(第百五十六条第一項関係)。

3 特定の物品を購入する場合等にあつては、部長等は、当該事務を出納局長に依頼しなければならないこととした(第百二十三条の二第一項関係)。

4 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日
この規則は、平成十四年十一月一日から施行することとした。

規則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十五号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和四十五年北海道規則第三十号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月二十九日 火曜日

一七〇

第百五十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）」を付し、同条を次のように改める。

第百五十五条 知事は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る一般競争入札につ
いて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者（以下「最低価格の
入札者」という。）の当該申込みに係る価格によつては当該契約の内容に適合した履行が
されないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を定めるものとする。

2 契約担当者等は、前項に規定する一般競争入札を行った場合において、最低価格の入札
者の当該申込みに係る価格が同項の基準に該当することとなつたときは、その者により当
該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するものとす
る。

3 部局長である契約担当者等は、前項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合し
た履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し
た書面を知事に提出し、当該最低価格の入札者を落札者としないうことについての知事の承
認を求めなければならない。

4 契約担当者等は、第二項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がさ
れないおそれがあると認めたとき（部局長である契約担当者等にあつては、前項の承認を
受けたとき）は、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をも
つて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」
という。）を落札者とするものとする。

第百五十五条の次に次の一条を加える。

第百五十五条の二 部局長である契約担当者等は、工事又は製造その他についての請負の契
約に係る一般競争入札を行った場合において、最低価格の入札者と契約を締結することが
公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めたときは、
その理由及び自己の意見を記載した書面を知事に提出し、その者を落札者としないうこと
についての知事の承認を求めなければならない。

2 契約担当者等は、最低価格の入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこ
ととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めたとき（部局長である契約担当者等に
あつては、前項の承認を受けたとき）は、次順位者を落札者とするものとする。

第百五十六条を次のように改める。

（最低制限価格を設ける契約の手続）

第百五十六条 知事は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る一般競争入札につ
いて、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認める場合におけ
る最低制限価格の設定の基準を定めるものとする。

2 契約担当者等は、前項に規定する一般競争入札を行う場合において、同項の基準に該
当するときは、あらかじめ当該基準により最低制限価格を設けるものとする。

3 契約担当者等は、最低価格の入札者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たない
こととなつたときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の
価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち、最低の価格をもつて申
込をした者を落札者とするものとする。

第百五十八条中、「第百五十五条第二項」を「第百五十五条第四項又は第百五十五条の二
第二項」に、「最低の価格をもつて申込みをした者」を「最低価格の入札者」に改める。

第百二十三条の二第一項を次のように改める。

部長等は、その所掌に係る事務のため、知事が別に定める物品の購入、修繕、改造、売
払い又は交換（以下「購入等」という。）をしようとするときは、当該物品の購入等の事
務の処理を出納局長に依頼しなければならない。

第百二十三条の二第二項中、「その依頼を受けた範囲内で」を削る。

附則

1 この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第百五十五
条から第百五十六条まで及び第百五十八条（これらの規定を改正後の規則第百六十二条に
おいて準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後に一般競争入札の公告
又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約について適用し、同日前に一般競争入
札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をした契約については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第1728号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大
規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地
域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年
3月3日までに北海道三上支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ旭川店

旭川市永山3条4丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋 廷蔵
福島県郡山市朝日3丁目7番35号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 出入口3箇所

(変更後) 入口1箇所、出口1箇所

イ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図面「配置図(変更前)」に表示

(変更後) 届出書添付図面「配置図(変更後)」に表示

(4) 変更する年月日

平成14年11月15日

(5) 変更する理由

駐車場の運用をワンウェイ方式化し、加えて左折入出庫を徹底して、来客自動車の円滑な入出庫と安全性の向上を図るため

2 届出年月日

平成14年10月17日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年10月29日(火)から平成15年3月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1729号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルーアサイト豊永B館

旭川市永山12条4丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ふじ 代表取締役社長 六車 亮

旭川市流通団地1条1丁目

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,075m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000m²以下となる日

平成14年10月23日

(6) 変更する理由

閉店のため

2 届出年月日

平成14年10月17日

北海道告示第1730号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量(%) その他の規格

名 生 産 住 業 者 所 北海道知事 堀 達 也 失効年月日

北海道 炭酸カルシウム

第2215号 肥料 料

6.0苦土炭酸石灰肥

アルカリ分 53.0

その他の制限事項は

く溶性苦土 6.0 公定規格のとおり

北海道カルマイト有限公司 上磯郡上磯町谷好2丁目4番1号

平成14.10.14

北海道告示第1731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、由仁町中岩内地区

及び下岩内地区の換地処分をした。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、蘭越町蘭越美稲の郷地区（賀老換地区）及び（御成換地区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成14年10月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

就退任 の別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
-----------	--------	-----------------	-----	-----

就 任	平成14. 9. 27	理 事	梅津 和昭	士別市上士別町16線南26番地
-----	-------------	-----	-------	-----------------

同	同	同	藤原 敏正	同 武徳町44線東7号
---	---	---	-------	-------------

同	同	同	木島喜久雄	同 下士別町41線西13番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	松井 弘	同 西4条16丁目3245番地2
---	---	---	------	------------------

同	同	同	那須 芳男	上川郡風連町字豊里941番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	佐藤 仁志	同 剣淵町第12区1578番地123
---	---	---	-------	--------------------

同	同	同	大石 幸	同 和寒町字南丘636番地
---	---	---	------	---------------

同	同	同	北出 聡	名寄市字曙833番地1
---	---	---	------	-------------

同	同	同	岡崎 公男	上川郡朝日町字南朝日7288番地
---	---	---	-------	------------------

同	同	同	鷺見 唯男	同 和寒町字菊野908番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	湧口 光雄	士別市多寄町35線東10番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	榊原 一雄	上川郡風連町字中央1424番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	安藤 薫弘	士別市温根別町南9線東3番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	成田 和彦	上川郡剣淵町第3区9396番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	山下 正義	士別市中士別町3線西8番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	上口 秀夫	上川郡風連町字中央1282番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	寺田 厚	同 字瑞生3875番地
---	---	---	------	-------------

同	同	同	江口 敏黄	同 剣淵町第4区9023番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	北川 耕一	士別市上士別町13線東5番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	青塚 一雄	上川郡和寒町字大成24番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	谷内 司	同 風連町仲町80番地1
---	---	---	------	--------------

同	同	同	深田 哲夫	同 字日進3480番地
---	---	---	-------	-------------

同	同	同	植田 政勝	士別市温根別町北4線東5番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	監 事	藤澤 幸雄	同 多寄町38線西8番地
---	---	-----	-------	--------------

同	同	同	濁川 英機	同 武徳町45線東18番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	磯川 久夫	上川郡剣淵町第10区7891番地
---	---	---	-------	------------------

同	同	同	梅津 和昭	士別市上士別町16線南26番地
---	---	---	-------	-----------------

退 任	同	理 事	那須 芳男	上川郡風連町字豊里941番地
-----	---	-----	-------	----------------

同	同	同	木島喜久雄	士別市下士別町41線西13番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	國井 一夫	上川郡剣淵町第9区1745番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	藤原 敏正	士別市武徳町44線東7号
---	---	---	-------	--------------

同	同	同	大石 幸	上川郡和寒町字南丘636番地
---	---	---	------	----------------

同	同	同	榊原 一雄	同 風連町字中央1424番地
---	---	---	-------	----------------

同	同	同	佐藤 仁志	同 剣淵町第12区1578番地123
---	---	---	-------	--------------------

同	同	同	矢萩 行男	同 第8区9589番地
---	---	---	-------	-------------

同	同	同	齊藤 敏	士別市上士別町17線南6番地
---	---	---	------	----------------

同	同	同	湧口 光雄	同 多寄町35線東10番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	上口 秀夫	上川郡風連町字中央1282番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	寺田 厚	同 字瑞生3875番地
---	---	---	------	-------------

同	同	同	松井 弘	士別市西4条16丁目3245番地2
---	---	---	------	-------------------

同	同	同	山下 正義	同 中士別町3線西8番地
---	---	---	-------	--------------

同	同	同	日下 忠男	同 多寄町31線西26番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	岡崎 公男	上川郡朝日町字南朝日7288番地
---	---	---	-------	------------------

同	同	同	松下 初男	士別市中士別町10線西11番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	後口 壽吉	同 下士別町42線東6番地
---	---	---	-------	---------------

同	同	同	高橋 幸廣	上川郡風連町字日進5060番地
---	---	---	-------	-----------------

同	同	同	真鍋 博	士別市温根別町10線2番地
---	---	---	------	---------------

同	同	同	斉藤 敏	上川郡朝日町字中央4528番地
---	---	---	------	-----------------

同	同	同	谷野 勇治	名寄市日彰514番地1
---	---	---	-------	-------------

同	同	同	後藤 強	上川郡剣淵町第9区
---	---	---	------	-----------

同	同	同	尾形 正捷	同 第13区5408番地
---	---	---	-------	--------------

退任	平成14. 9.26	理事	村岡 一郎	上川郡和寒町字菊野915番地
同	同	同	鷺見 孝和	同 字東丘85番地
同	同	同	成田 和彦	同 剣淵町第3区936番地
同	同	同	谷内 司	同 風連町仲町80番地1
同	同	同	江口 敏廣	同 剣淵町第4区9023番地
同	同	同	磯川 久夫	同 第10区7891番地
同	同	同	森川 英治	同 朝日町字登和里3866番地
同	同	同	大橋真喜人	同 士別市北町22番地
同	同	同	鷺見 唯男	上川郡和寒町字菊野908番地
同	同	同	今野 芳夫	士別市武徳町41線東3号
同	同	同	戸津 政幸	上川郡和寒町字三笠388番地
同	同	同	深田 哲夫	同 風連町字日進3480番地
同	同	同	北川 耕一	士別市上士別町13線東5番地
同	同	同	北島 勇祈	同 温根別町北8線西1番地
同	同	同	渡邊 主税	上川郡風連町字東風連1166番地
同	同	同	青塚 一雄	同 和寒町字大成24番地
同	同	同	北出 聡	同 名寄市字曙833番地1
同	同	同	安藤 薫弘	士別市温根別町南9線東3番地
同	同	監事	藤澤 幸雄	同 多寄町38線西8番地
同	同	同	笹田 弘志	上川郡剣淵町第10区7373番地
同	同	同	山下 博司	士別市中士別町7線西8番地
同	同	同	石森 護	同 下士別町40線西8番地
同	同	同	沼澤 健至	同 名寄市浜波618番地10
同	同	同	穴戸 悦二	士別市温根別町南1線西3号
同	同	同	阿部 幸夫	上川郡朝日町字三栄4823番地
同	同	同	中井 慶次	同 和寒町字川西687番地
同	同	同	澤崎 照雄	同 士別市西士別町東の沢5番地
同	同	同	北條 義廣	同 上士別町20線南35番地
同	同	同	佐藤 眞一	同 温根別町南8線西4番地
同	同	同	濁川 英機	同 武徳町45線東18番地
同	同	同	佐藤 武	上川郡剣淵町第14区6680番地
同	同	同	野宮 光彦	同 風連町字瑞生4321番地
同	同	同	西本 護	同 和寒町字菊野638番地
同	同	同	遊佐 正一	同 風連町字日進3385番地

北海道告示第1734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成14年10月29日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住	北海道知事 堀 達 也 所
平成14.10. 9	監 事	高 玉 幸 吉	勇払郡鶴川町字米原1107番地	

北海道告示第1735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人天塩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年10月29日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	北海道知事 堀 達 也 所
平成14. 9.26	監 事	松 下 初 男	士別市中士別町10線西11番地	
同	同	日 下 忠 男	同 多寄町31線西26番地	
同	同	成 田 和 彦	上川郡剣淵町第3区936番地	

北海道告示第1736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第88条第2項及び第18条第16項の規定により、清算法人天塩川水系土地改良区連合から、次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成14年10月29日

退任年月日	氏名	住	北海道知事 堀 達 也 所
平成14. 9.26	梅 津 和 昭	士別市上士別町16線南26番地	
同	木 島 喜久雄	同 下士別町41線西13番地	
同	藤 原 敏 正	同 武徳町44線東7号	
同	那 須 芳 男	上川郡風連町字豊里941番地	
同	大 石 宰 幸	同 和寒町字南丘636番地	
同	佐 藤 仁 志	同 剣淵町第12区1578番地の123	

北海道告示第1737号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年10月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

第 1 4 1 2 号

平成14年10月29日
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
おけねつぶ 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗さよ、農用地改良保全） 北海道網走支庁
鹿 追 東 農地保全整備（農地保全） 北海道十勝支庁

北海道告示第1738号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所 釧路市新野27の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1739号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 河東郡鹿追町瓜幕西24線20の5（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 上川郡清水町字羽帯4900の1・490の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1740号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡上湧別町字富美386の2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞71・103・105（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、76・102（以上2筆国有林）
- (2) 指 定 の 目 的 霧害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産 林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1741号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年 法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成14年10月29日 1(1) 解除予定保安林の所在 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 風害の防備 た目的 (3) 解 除 の 理 由 水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え 置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的 (3) 解 除 の 理 由 水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え 置いて縦覧に供する。） 3(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備 え置いて縦覧に供する。）			
4(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備 え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1742号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示 の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年10月29日 道路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日 道 道 上士幌土幌音 更線 河東郡音更町字中音更東1線35番1地先から 河東郡音更町字駒場東1線29番1地先まで 河東郡音更町字下音更北8線西12番13地先（道 道帯広新得線交点）から 河東郡音更町北鈴蘭南5丁目1番12地先まで 河東郡音更町字中音更基線52番2地先から 河東郡音更町字中音更東1線35番1地先まで 河東郡音更町希望が丘2番4地先から 河東郡音更町希望が丘6番6地先まで 河東郡上士幌町字上音更西3線269番4地先から 河東郡上士幌町字上音更西3線269番1地先まで		北海道告示第1743号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定 し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年10月29日 1 道路の種類 道 道 北海道知事 堀 達 也	

第 1 4 1 2 号

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所				縦 覧 場 所
路 線 名	区 区	間	敷地の幅員	延 長
穂 別 嶋 川 線	勇払郡嶋川町字花岡282番1地先から		10.00mから	476.00m
	勇払郡嶋川町字花岡230番1地先まで		16.00mまで	—
上幌内早来停車場線	勇払郡早来町栄町17番4地先から		18.12mから	—
	勇払郡早来町栄町173番10地先まで		18.18mまで	141.00m
				同

北海道告示第1744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀 達 也
2 路 線 名	穂別嶋川線		
3 道路の区域	区 間	変更前	敷地の幅員
	勇払郡嶋川町字花岡259番地先	後の別	延 長
	から勇払郡嶋川町字花岡282番	前	国道等との重複区間
	1地先まで	後	9.00mから
			22.70mまで
			991.39m
			9.00mから
			24.00mまで
			991.39m
			—

北海道告示第1745号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年10月29日

1 免 許 年 月 日	平成14年10月21日	北海道知事	堀 達 也
2 免許を受けた者			
(1) 名 称	北海道		
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目		
(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也		
3 埋 立 区 域			

(1) 位 置 域	稚内市大字稚内村字ルエベンルモ2668番地先の公有水面
(2) 区 域	次の1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	地籍図根点Z 3 - 1（X = 154, 492.404、Y = - 47, 677.997）から
	方向角140度10分40秒の方向106.11mの地点

1の地点	1の地点から方向角65度49分55秒の方向18.39mの地点
2の地点	2の地点から方向角333度26分06秒の方向0.17mの地点
3の地点	3の地点から方向角65度48分22秒の方向21.61mの地点
4の地点	4の地点から方向角156度10分16秒の方向1.87mの地点
5の地点	5の地点から方向角155度10分06秒の方向1.70mの地点
6の地点	6の地点から方向角245度49分13秒の方向40.04mの地点
7の地点	7の地点から方向角335度49分56秒の方向1.70mの地点
8の地点	139.63m ²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 域	稚内市大字稚内村字ルエベンルモ2668番地先
(2) 区 域	次のAの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	地籍図根点Z 3 - 1（X = 154, 492.404、Y = - 47, 677.997）から
	方向角141度28分12秒の方向107.22mの地点
	Aの地点
	Bの地点
	Cの地点
	Dの地点
(3) 面 積	155.59m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1746号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋込に関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年10月29日

北海道知事 堀 達 也

1(1) しゅん功認可の年月日 平成14年10月21日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称 北海道

イ住 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア位 茅部郡南茅部町字双見75番5地先の公有水面

イ区 域

次のK1の地点からK6の地点までを順次に結んだ線及びK1の地点とK6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

K1の地点 漁港原点（X = - 223,992.205、Y = 54,720.708、北緯41度58分53秒0800、東経140度54分37秒5304）から方向角334度22分45秒の方向46.04mの地点

K2の地点 K1の地点から方向角327度22分23秒の方向99.53mの地点

K3の地点 K2の地点から方向角237度22分18秒の方向19.65mの地点

K4の地点 K3の地点から方向角334度57分33秒の方向5.04mの地点

K5の地点 K4の地点から方向角57度22分21秒の方向80.38mの地点

K6の地点 K5の地点から方向角147度22分24秒の方向89.25mの地点

ウ面 積

(4) 免許年月日及び番号 平成10年3月4日 砂防第113 - 9号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 南茅部町

2(1) しゅん功認可の年月日 平成14年10月21日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称
イ住 所
ウ代表者の氏名
ア埋 立 区 域

北海道
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 堀 達也

茅部郡南茅部町字安浦63番1、64番1、68番、69番、73番3、74番、75番1、78番1、78番3及び79番地先の公有水面

次のH1 - 1の地点とH2の地点とを結んだ線、H2の地点とU2の地点とを結んだ線、U2の地点とH4の地点とを結んだ線、H4の地点とH5の地点とを結んだ線、H5の地点とH5 - 1の地点とを結んだ線、H5 - 1の地点とU11の地点とを結んだ線、U11の地点とU10の地点とを結んだ線、U10の地点とU6の地点とを結んだ線、U6の地点とU8の地点とを結んだ線及びH1 - 1の地点とU8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

漁港原点（X = - 231,553.865、Y = 59,224.152、北緯41度54分46秒7924、東経140度57分50秒4472）から方向角317度59分37秒の方向124.94mの地点

H1 - 1の地点 H1 - 1の地点から方向角43度50分38秒の方向102.27mの地点

H2の地点 H2の地点から方向角133度52分46秒の方向141.38mの地点

U2の地点 U2の地点から方向角223度48分19秒の方向100.05mの地点

H4の地点 H4の地点から方向角133度46分52秒の方向0.10mの地点

H5の地点 H5の地点から方向角223度47分53秒の方向2.22mの地点

H5 - 1の地点 H5 - 1の地点から方向角313度51分19秒の方向4.88mの地点

5の地点 4の地点から方向角306度21分11秒の方向20.17mの地点
U11の地点 5の地点から方向角313度43分50秒の方向30.19mの地点
U10の地点 U11の地点から方向角43度51分00秒の方向28.40mの地点

3(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア氏名又は名称 イ住所 ウ代表者の氏名 (3) 埋立区域 ア位置 イ区域	点 U 6の地点 点 U 8の地点 点	点 U10の地点から方向角313度51分11秒の方向81.50mの地点 点 U 6の地点から方向角223度51分08秒の方向25.62mの地点 点
	積 ウ面 点	積 W10の地点 点 W11の地点 点 W12の地点 点 W13の地点 点 W14の地点 点
	(4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	W 9の地点 点 W 8の地点から方向角330度19分57秒の方向10.95mの地点 点 W 9の地点から方向角51度00分26秒の方向4.84mの地点 点 W10の地点から方向角330度08分22秒の方向7.50mの地点 点 W11の地点から方向角236度42分50秒の方向4.05mの地点 点 W12の地点から方向角330度12分30秒の方向7.29mの地点 点 W13の地点から方向角319度01分34秒の方向10.04mの地点 点
	平成14年10月21日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也	平成12年7月25日 砂防第47 - 8号指令 南茅部町
	茅部郡南茅部町字安浦79番、84番1、84番3、84番4、87番1、88番1及び89番1地先の公有水面 次のW1の地点からW14の地点までを順次に結んだ線及びW1の地点とW14の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 3級基準点No. 2（北緯41度54分53秒0519 東経140度57分43秒7277 X = - 231.362,064 Y = 59,067.728）から方向角138度08分35秒の方向37.14mの地点 W1の地点から方向角43度53分06秒の方向63.52mの地点 W2の地点 点 W3の地点 点 W4の地点 点 W5の地点 点 W6の地点 点 W7の地点	北海道知事 堀 達也
	次のとおり、プロポーザルの提出を要請する。 平成14年10月29日	
	1 業務概要 (1) 業務名 (2) 業務内容	保健・医療・福祉情報電子化（健康情報ＩＣカード化）検討調査研究業務 保健・医療・福祉に関する個人情報のＩＣカード化については、厚生労働省で各種調査・研究が行われているが、北海道においても、このような動きに連動し、市町村が、このカードに付加する項目の標準を示すことにより、ＩＣカードに付加する情報を一元化し、利便性の向上等を図る必要がある。 このため、ＩＣカードに登録する保健・医療・福祉に関する個人情報を一元化することによる各種サービスの申請の簡素化及び利便性の向上を図るための具体的な手法等について、調査研究業務を委託する。
	イ	ロ

(3) 履行期限 平成15年 3月25日 (火)	4 その他
2 参加資格及び審査の考え方	詳細は、プロポーサル説明書によること。
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格	平成14年10月11日実施の平成14年度 (第31回) 採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。
ア 道内に活動拠点を有する組織、団体等であること。	平成14年10月29日
イ 保健・医療・福祉及びITに関する調査・研究の実績があり、ICカードの調査・研究能力を有していること。	
ウ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。	
エ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数 (計画) が、おおむね45日以上あること。	
(2) プロポーザルの審査の考え方	
ア 業務遂行能力	
イ 総合的な考え方	
ウ 実施内容	
3 手続等	
(1) 担当部課	
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道保健福祉部総務課	
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 147	
ファクシミリ 011 - 232 - 8368	
(2) プロポーサル説明書の交付期間、交付場所及び方法	
平成14年10月29日 (火) から11月5日 (火) まで	
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)	
提出場所は、(1)に同じ。	
直接交付する (郵送はしない。)。	
(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法	
平成14年11月6日 (水) 午後5時まで	
提出場所は、(1)に同じ。	
持参又は郵送 (書留に限る。) による。	
(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び場所	
平成14年11月22日 (水) 午後5時まで	
提出場所は、(1)に同じ。	
持参すること。	

受 験 地	受験番号	氏 名	北海道知事 堀 達 也
札幌市	4	稲垣勝美	
	5	下保弘	
	6	中野伸也	
	7	村本将国	
	8	佐藤康一	
	10	加賀雄一	
	11	辻賀成	
函 館 市	1	小野限崇	
	5	大榎弘幸	
	6	榊原弘幸	
	7	佐々木中	
倶知安町	1	田中裕子	
	2	佐藤誠	
岩見沢市	1	荒井和實	
旭 川 市	1	上原和實	
	5	赤須賀貴臣	
	6	森山昌正	
	7	山谷英幸	
	12	守谷亮幸	
留 萌 市	1	金子昌昭	
	3	金田利弘	
	5	菅野照悟	
	6	菅内藤利	
稚 内 市	1	沢田直勝	
	6	小嶋幸樹	
網 走 市	3		
	4		

第1412号

北海道庁公報

17 庄司 勝美 18 河村 公裕 19 安藤 雄企生 20 永倉 千賀男 帯広市 2 関 成行 釧路市 1 斉 藤 紀子 根室市 2 長谷川 徹	
北海道空知支庁告示 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は完了した。 平成14年10月29日	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道空知支庁長 佐藤 隆
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	砂川市吉野1条南8丁目4番2の内、4番4 砂川市吉野1条南8丁目1番27号 株式会社永井組 代表取締役 永井 和生
3 開発許可年月日及び番号	平成14年7月30日 空建指第14 - 4号
北海道空知支庁告示第15号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は完了した。 平成14年10月29日	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道空知支庁長 佐藤 隆
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	芦別市本町281番地1 ほか10筆 芦別市南2条東1丁目2番地 日成建設株式会社 代表取締役社長 坂田 憲正
3 開発許可年月日及び番号	平成14年8月6日 空建指第14 - 5号
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。	

平成14年10月29日

北海道空知支庁長 山本 文夫

1 業務概要

(1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
国民健康保険入院医療費実態調査分析事業

(2) 業務内容 介護保険施行後、国保入院医療費が減少したが、この要因を分析するとともに、国保から介護保険への移行の実態を把握するほか、在宅医療サービスの利用希望等の把握を行う調査分析を委託する。

(3) 委託期間 契約締結後14日以内から実施し、平成15年3月31日まで

(4) 発注者 北海道石狩支庁

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 引き続き2年以上事業を営んでいること。
イ 石狩支庁管内に営業拠点を有すること。
ウ 過去2年間に道内において保健・医療・福祉に関する調査分析事業を受託し、確実に履行した実績を有すること。

(2) プロポーザルの選定基準
次の事項から、総合的に審査し選定します。
ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての満足度（新規雇用等）
イ 事業費に占める人件費割合が原則としておおむね8割以上であること。
ウ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。

イ 業務処理体制の充実度
ウ 企画提案の妥当性及び充実度
エ 調査内容及び実施方法の企画性
オ 医療費等分析の方法及び視角の創意性

3 手続等

(1) 担当部局
郵便番号 060 - 8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館
北海道石狩支庁総務部社会福祉課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 288
ファクシミリ 011 - 232 - 1090

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所
ア 平成14年10月29日（火）から11月5日（火）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日は除く。交付時間は9時から午後5時まで) イ 交付場所 3の(1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 ア 平成14年11月6日(水)午後5時まで イ 提出場所 3の(1)に同じ。 ウ 持参による。 (4) フロボーザルの提出期限、提出場所及び方法 ア 資格要件を満たす者のみが対象。 イ 平成14年11月15日(金)午後5時まで ウ 提出場所 3の(1)に同じ。 エ 持参による(郵便及びファクシミリ等による提出は認めない。)。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨円 (2) 契約書作成の要否 (3) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (4) フロボーザルに関する説明 提出されたフロボーザルの内容についてヒアリングを行う。 (5) 詳細は、フロボーザル説明書による。		(2) 数量(予定数量) 除雪作業員による作業 トラクタージュヨベル(ホイール型 バケット容量1.2m³)による作業 ダンブトラツク(4t)による作業 契 約 期 間 平成14年11月19日から平成15年3月31日まで (4) 調達をする役務の仕様 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定するものでないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 札幌市内に本・支店等の営業の拠点を有していること。 (5) 平成14年10月1日現在で、引き続き2年以上除雪事業を営んでいること。 (6) 以下の除雪機械等を保有しているものであること。 除雪作業員 大型特殊自動車運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了者 トラクタージュヨベル(ホイール型 バケット容量1.2m³) ダンブトラツク(4t) 6名以上 2名以上 2台以上 2台以上 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年10月29日(火)から11月8日(金)まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟1階 会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年11月15日(金)午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
札幌医科大学告示第32号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年10月29日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 札幌医科大学構内及び駐車場等除雪業務委託について入札に付するものとする。 (1) 調達をする役務 除雪作業員による作業 トラクタージュヨベル(ホイール型 バケット容量1.2m³)による作業 ダンブトラツク(4t)による作業			

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階403号会議室（郵送による場合は、郵便番号 041 - 8557 北海道教育庁渡島教育局企画総務課） 平成14年11月25日（月）午前10時 (2) 入 札 日 時 平成14年11月22日（金）までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（72台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 72 sets B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., November 25, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than November 22) C . Contact Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan Phone : 0138-47-9000 Ext. 3117	
道教育庁胆振教育局告示	
北海道教育庁胆振教育局告示第 4 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラウケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年10月29日 北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭	
1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） パーソナルコンピュータ 2 式 42台×2校（高等学校普通科）	

第1412号

報 告 公 開 報 告 北

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 期 日 平成15年1月6日(月) (5) 納 入 場 所 北海道伊達高等学校及び北海道登別高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の3及び4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。 ア 申 請 の 時 期 平成14年10月29日から11月12日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 室蘭土木現業所会議室(北海道胆振支庁別館4階)(郵送による場合は、郵便番号 051 - 8558 北海道教育庁胆振教育局企画総務課) (2) 入 札 日 時 平成14年11月27日(水)午前10時 (郵送による場合は、平成14年11月26日(火)までに必着の	
(3) 開 札 場 所 こと。) (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成14年北海道教育庁胆振教育局告示第2号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則 昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117	

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42 2 sets

B. Bid tendering date and time :

10:00 A. M., November 27, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than November 26)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Ibiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education

9-11, Saiwai-cho Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan

Phone : 0143-22-9131 Ext. 3117

平成十四年十月二十九日

火曜日

一八六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課